令和9年度（2027年4月～2028年3月）
保育所入所申込みの手引き



入所申込みにおける受付期間について

○令和９年４月に入所希望の場合

令和８年１２月１日（火）から１２月２８日（月）
（午前８時３０分から午後５時１５分まで　土・日・祝日除く。）

○令和９年５月から令和１０年３月に入所希望の場合

年度途中の入所申込み期限は、入所希望月の前の月の１０日（土・日・祝日にあたるときはその直前の平日）までです。提出された申込書により入所選考を行い、入所を決定した場合は、毎月1日付けで入所となります。

入所月	申込み期限	入所月	申込み期限	入所月	申込み期限
令和９年５月	４月　９日（金）	令和９年９月	８月１０日（火）	令和１０年１月	１２月１０日（金）
〃　６月	５月１０日（月）	〃　１０月	９月１０日（金）	〃　２月	１月　７日（金）
〃　７月	６月１０日（木）	〃　１１月	１０月　８日（金）	〃　３月	２月１０日（木）
〃　８月	７月　９日（金）	〃　１２月	１１月１０日（水）		

宇土市　健康福祉部　子育て支援課

保育所とは…

保護者の仕事や病気又はその他の理由で家庭において児童を保育することができない（保育の必要性がある）場合に、その保護者に代わって保育を行う施設です。

令和９年度年齢別クラス

クラス	生年月日	クラス	生年月日
０歳児	令和８年４月２日～	３歳児	令和５年４月２日～令和６年４月１日
１歳児	令和７年４月２日～令和８年４月１日	４歳児	令和４年４月２日～令和５年４月１日
２歳児	令和６年４月２日～令和７年４月１日	５歳児	令和３年４月２日～令和４年４月１日

申込みができる児童

・おおむね生後６か月から小学校就学前の児童
・宇土市在住の児童（市外の方はお住まいの市町村でお申込みください。）
・保護者等が「保育を必要とする事由（下記参照）」に該当する児童

募集する人数について

募集する人数は、各保育所が受入可能な人数となります。希望する保育所において、受入可能な人数の上限に達している場合も、申込みいただくことは可能ですが、在園児の退所等により受入が可能になるまでの間、お待ちいただくこととなります。ただし、希望する保育所が複数ある場合は、選考時点で受入が可能な保育所に入所を決定いたしますので、ご了承ください。

※第２希望以降の保育所に入所が決まった場合でも、原則、入所辞退はできません。

保育の必要性・保育必要量の認定について

保育所申込みにあたり、保育の必要性及び必要量の認定についても、申請を行い、認定を受ける必要があります。

保育の必要性については、以下のいずれかの事由に該当する場合に認定します。

≪保育を必要とする事由≫
（１）保護者が労働をしている場合（月４８時間以上の就労）
（２）保護者が妊娠中又は出産後間がない場合（産前２か月・出産月・産後２か月）
（３）保護者に疾病、障がいがある場合
（４）家庭に病人等がいて、保護者が常時介護、看護を行っている場合
（５）保護者が災害の復旧にあたっている場合
（６）保護者が求職活動（起業準備等を含む）を継続的に行っている場合
（７）保護者が就学（職業訓練等含む）をしている場合
（８）虐待やＤＶのおそれがある場合
（９）保護者の育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもの継続利用が必要な場合

○保育の必要性の認定区分

認定区分		内容	利用先
２号認定	満３歳以上保育認定	お子さまが満３歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園
３号認定	満３歳未満保育認定	お子さまが満３歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園 地域型保育所

○保育の必要量の認定

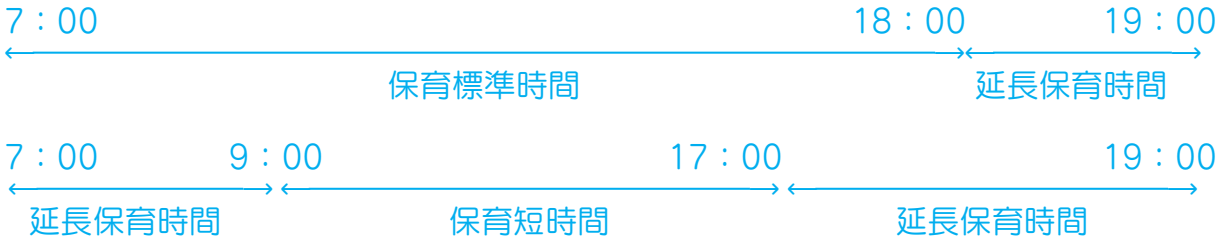
保育の必要な事由が就労の場合

１か月の就労時間が１２０時間以上	原則として「保育標準時間認定」 （フルタイム就労を想定とした１１時間の利用に対応したもの）
１か月の就労時間が１２０時間未満	原則として「保育短時間認定」 （パートタイム就労を想定とした８時間の利用に対応したもの）

＊就労以外の事由についても、保育標準時間・短時間の認定を行いますが、「妊娠・出産」「災害復旧」「虐待やＤＶのおそれがあること」の事由については、保育標準時間とします。

≪利用時間のイメージ≫

開所時間　７時から１８時までの場合



（保育所によって、保育時間の設定が異なります。詳細は P5-6をご確認ください。）

認定の有効期限

保育を必要とする事由	認定の有効期限
就労、育児休業中の保育所継続利用	小学校就学まで ＊保育の必要性がなくなった場合は、その時点まで
保護者の疾病・障がい、親族等の介護・看護、災害復旧、虐待やＤＶ	
妊娠・出産	産前２か月・出産月・産後２か月
求職活動	有効期限開始日から９０日を経過する日の月末まで
保護者の就学	保護者の卒業予定月の月末まで

＊認定の有効期間の満了後も引き続き保育所の利用を希望する場合は、再度認定の申請をしていただき、入所選考を行います（保育を必要とする事由に該当しない場合は、継続利用できません。）。

入所決定

保育の必要性・必要量の認定を行った後、宇土市保育所等入所選考基準要綱（※）に基づき、申請者の希望、保育所の状況などを判断し、市が入所の決定を行います（支給認定と同じ申請書で行うため、別に申請する必要はありません。）。

※宇土市保育所等入所選考基準要綱とは、保育の必要性の有無や選考指数の決定に関する基準です。入所の決定は、基準に基づき、選考指数の高い方から優先して行います。

令和９年４月入所希望

≪一次募集≫
〇申込み
【必要なもの】・提出書類一式
※P４「提出書類について」をご確認ください

【申込み時期】
令和8年12月１日（火）～12月28日（月）

【提出場所】
宇土市子育て支援課

↓

市が利用調整

↓

〇一次募集結果の通知発送

利用調整の結果、申請者全員へ郵送にて支給認定証と一緒に、選考結果を通知します。入所できる場合は「入所決定通知」を、入所できない場合は「入所保留通知書」を郵送します。

【発送時期】
２月上旬

↓

入所決定の場合
〇決定後の手続き等について、保育所から連絡があります。（保護者から保育所へ連絡していただく場合もあります。）

入所保留の場合
〇二次募集
1月以降の申請者及び一次募集保留者について行います。
【結果通知】
3月上旬

〇三次募集
二次募集以降の申請者及び二次募集保留者について行います。
【結果通知】
3月下旬

令和９年５月以降の入所希望

〇申込み
【必要なもの】・提出書類一式
※P４「提出書類について」をご確認ください

【提出期限】
入所希望月の前月10日
※土・日・祝日にあたるときは、その直前の平日

【提出場所】
宇土市子育て支援課

↓

市が利用調整

↓

〇選考結果連絡（毎月20日前後）

利用調整の結果
・入所決定者には電話連絡を行い、併せて「入所決定通知」を郵送します。

・入所できない場合は「入所保留通知書」を郵送します。

入所決定の場合
〇保護者から決定した保育所に連絡を行い、その後の手続きを確認してください。

入所保留の場合
〇翌月以降の選考を希望する場合は、年度内の選考を行います。

※入所保留通知は、1回目の保留時のみ通知します。
2回目以降の選考時は、入所が決定した場合のみ、担当者から電話連絡を行い、併せて「入所決定通知」を郵送します。

提出書類について

（１）教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書
（２）保育所等入所申込補助票
（３）保育の必要性を証明する書類

保育を必要とする事由	必要書類	備考
常勤・パート等（内定含む）	就労証明書	勤務先から記入してもらってください。
自営業・農業・内職の方	就労証明書 自営の就業状況が確認できる書類	確定申告書の写し、開業届の写しなど
妊娠・出産	母子手帳の写し	
保護者の疾病、障がい	申立書、診断書、身体障害者手帳等	
親族等の介護、看護	申立書、被介護・看護者の診断書等	
災害復旧	り災証明書等	
求職活動	求職活動申立書	
保護者の就学	在学証明書等	
虐待や DV	配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等	

≪対象となる方のみ≫

○１月１日時点で宇土市に住民票がない方のみ
マイナンバー利用同意書
※１月から８月入所希望：前年１月１日の住所
９月から１２月入所希望：当年１月１日の住所

○申込日時点で宇土市に住民票がなく、入所を希望する日までに宇土市に転入予定の方
転入確約書

○障がい者の方がおられる世帯
障害者手帳等（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金等の証書）の写し。　※保育料が安くなる場合があります。

○申込児童にアレルギー等がある場合
入園前までに生活管理指導表やアレルギー指示書等の提出をお願いする場合があります。

※書類の受付時に、現在の保育の状況やお子さまの状況、家族の状況等について確認を行います。

令和９年５月以降入所の申込み期限について

5月以降入所の申込み期限は以下のとおりです。書類の不足、不備等で期限に間に合わない場合は、選考の対象となりませんので余裕をもってお申込みください。

入所月	申込み期限	入所月	申込み期限	入所月	申込み期限
令和９年５月	４月　９日(金)	令和９年９月	８月１０日(火)	令和１０年１月	１２月１０日(金)
〃　６月	５月１０日(月)	〃　１０月	９月１０日(金)	〃　２月	１月　７日(金)
〃　７月	６月１０日(木)	〃　１１月	１０月　８日(金)	〃　３月	２月１０日(木)
〃　８月	７月　９日(金)	〃　１２月	１１月１０日(水)		

保育所開所時間・延長時間について

令和９年４月からの定員、開所時間、延長保育時間等については、６ページのとおりです（現時点での予定ですので、変更になる場合があります。）。

○保育短時間における開所時間

保育短時間認定を受ける場合の保育所開所時間は、各保育所で異なりますのでご確認ください。（概ね午前８時３０分から午後４時３０分まで、もしくは午前９時から午後５時まで）保育短時間認定の方でも、保育時間を延長することができますが、別途延長保育料がかかります。

○延長保育料金

延長保育時間における延長保育料は、保育標準時間認定・短時間認定に関わらず、宇土市内全保育所３０分１００円（各保育所が決定するため予定）を徴収します。延長保育時間は各保育所で異なりますので６ページをご確認ください。

認定の取消し（保育所の退所）について

・保育を必要とする事由に該当しなくなった場合や虚偽の申込みをされた場合など、保育認定を取り消すことがあります。保育認定を取り消されると、保育所等を利用できなくなります。

・保育所に入所後も、無断又は特別な理由がなく長期欠席される場合、認定の有効期間中であっても、施設の利用決定を取り消す（保育所等の退所となる）ことがあります。

【市内認可保育園・認定こども園　一覧】

地区	保育園名 / 電話番号	定員（人）	開所時間 /（保育短時間）	延長保育時間
宇土地区	すみれ保育園 0964-22-0538	70	7:00～18:00 (8:30～16:30)	18:00～19:00
	ひかり保育園 0964-22-0495	120	7:00～18:00 (9:00～17:00)	18:00～19:00
	宇土東保育園 0964-22-0480	100	7:00～18:00 (8:30～16:30)	18:00～19:00
	宇土エンゼル保育園 0964-23-3288	90	7:00～18:00 (8:30～16:30)	18:00～19:00
	肥後っこ保育園 0964-23-6541	50	7:00～18:00 (9:00～17:00)	18:00～19:00
花園地区	はなぞの保育園 0964-22-0286	120	7:00～18:00 (8:30～16:30)	18:00～19:00
	たんぽぽ保育園 0964-22-2021	120	7:00～18:00 (8:30～16:30)	18:00～19:00
	宇土ありあけ保育園 0964-27-5579	120	7:00～18:00 (8:30～16:30)	18:00～19:00
轟地区	轟保育園 0964-22-0630	70	7:00～18:00 (8:30～16:30)	18:00～19:00
走潟地区	走潟保育園 0964-22-0404	70	7:00～18:00 (9:00～17:00)	18:00～19:00
緑川地区	緑川こども園 0964-22-0321	105	7:00～18:00 (8:30～16:30)	18:00～19:00
網津地区	網津保育園 0964-24-3332	70	7:00～18:00 (8:30～16:30)	18:00～19:00
網田地区	網田保育園 0964-27-0136	90	7:00～18:00 (8:30～16:30)	18:00～19:00

【小規模保育所】※見学必須

地区	保育園名 / 電話番号	定員（人）	開所時間 /（保育短時間）	延長保育時間
宇土地区	宇土っこ保育園 0964-22-0033	19	7:30～18:30 (8:30～16:30)	
	あーす保育園宇土 0964-42-7260	19	7:15～18:15 (9:15～17:15)	18:15～19:15
	うとみらい保育園 0964-27-8320	19	7:30～18:30 (9:00～17:00)	18:30～20:30
花園地区	とことこ保育園 0964-27-4345	12	7:30～18:30 (8:30～16:30)	

＊小規模保育所とは、0～2歳児の子どもを対象に、家庭での保育に近い雰囲気で少人数での保育を実施する保育所です。お申込み前の事前見学をお願いします。食物アレルギーがあるお子さまの受入れが難しい場合があります。

保育料について（金額等については、お気軽にお問い合わせください。）

宇 土 市 保 育 料 基 準 額 表

		上から第１子目 第２子目 第３子目以降	０・１・２歳児クラス		３・４・５歳児クラス	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護		0円	0円	幼児教育・保育無償化のため 0円 ※副食費（おかず・おやつ等）は、無償化の対象とならないため実費負担となります。月額：5,100円（予定のため変更となる場合があります。） ただし、年収360万円未満相当の世帯（又は所得割課税額が77,101円未満のひとり親世帯等）の子どもと、18歳未満の児童を３人以上養育している世帯の第３子以降の子どもについては副食費の支払いが免除されます。	
B1	非課税	ひとり親等	0円	0円		
B2	非課税	B1以外	幼児教育・保育無償化のため 0円			
C1	均等割のみ	ひとり親世帯等	4,500円	4,400円		
			0円	0円		
			0円	0円		
C2		C1以外	10,000円	9,800円		
			5,000円	4,900円		
			0円	0円		
D1	所得割5,000円未満	ひとり親世帯等	5,000円	4,900円		
			0円	0円		
			0円	0円		
D2		D1以外	11,000円	10,800円		
			5,500円	5,400円		
			0円	0円		
D3	所得割48,600円未満	ひとり親世帯等	6,500円	6,350円		
			0円	0円		
			0円	0円		
D4		D3以外	14,000円	13,700円		
			7,000円	6,850円		
			0円	0円		
D5	所得割53,000円未満	ひとり親世帯等	8,000円	7,850円		
			0円	0円		
			0円	0円		
			16,000円	15,700円		
			8,000円	7,850円		
			0円	0円		
D6	所得割57,700円未満		19,000円	18,600円	※共働き世帯の副食費無償ライン （D6階層：年収360万円未満相当）	
			9,500円	9,300円		
			0円	0円		
	所得割60,000円未満	ひとり親世帯等	9,000円	8,800円		
			0円	0円		
			0円	0円		
			19,000円	18,600円		
			9,500円	9,300円		
			0円	0円		
D7	所得割70,000円未満	ひとり親世帯等	9,000円	8,800円		
			0円	0円		
			0円	0円		
			21,000円	20,600円		
			10,500円	10,300円		
			0円	0円		
D8	所得割77,101円未満	ひとり親世帯等	9,000円	8,800円	※ひとり親世帯、障がい者世帯の副食費無償ライン	
			0円	0円		
			0円	0円		
	所得割79,000円未満		23,000円	22,600円		
			11,500円	11,300円		
			0円	0円		
D9	所得割88,000円未満		25,000円	24,500円		
			12,500円	12,250円		
			0円	0円		
D10	所得割97,000円未満		28,000円	27,500円		
			14,000円	13,750円		
			0円	0円		
D11	所得割118,000円未満		30,000円	29,400円		
			15,000円	14,700円		
			0円	0円		
D12	所得割139,000円未満		35,000円	34,400円		
			17,500円	17,200円		
			0円	0円		
D13	所得割169,000円未満		37,000円	36,300円		
			18,500円	18,150円		
			0円	0円		
D14	所得割222,000円未満		39,000円	38,300円		
			19,500円	19,150円		
			0円	0円		
D15	所得割301,000円未満		40,000円	39,300円		
			20,000円	19,650円		
			0円	0円		
D16	所得割397,000円未満		41,000円	40,300円		
			20,500円	20,150円		
			0円	0円		
D17	所得割397,000円以上		42,000円	41,200円		
			21,000円	20,600円		
			0円	0円		

〇保育料・副食費の決定方法について

保育料は、保護者等（扶養義務者）の所得に応じた市民税額（均等割額、所得割課税額の合計）に基づいて算定します。

市民税額のうち、配当控除、寄付金控除（ふるさと納税等）、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除等がある場合は、これらの控除額を加えた額で算定することとなっております。

〇保育料・副食費の切替時期について（年２回）

４月：年齢による切替

・児童の年齢は４月１日時点が基準日となります。

９月：市民税額による切替

・令和９年（２０２７年）４月から８月までの保育料

→令和８年度の市民税額

・令和９年（２０２７年）９月から令和１０年（２０２８年）３月までの保育料

→令和９年度の市民税額

〇幼児教育・保育の無償化について

・３歳児クラスから５歳児クラス（年少クラスから年長クラス）の全ての子ども及び住民税非課税世帯の０歳児クラスから２歳児クラスの子どもの保育料は無料です。
・教材費・行事参加費等は、保護者の負担となります。
・０歳児クラスから２歳児クラスの子どもの給食費（主食費・副食費）については、保育料に含まれます。
・３歳児クラスから５歳児クラスの副食費（おかず・おやつ等）については、無償化の対象とならないため実費負担となります。ただし、年収３６０万円未満相当の世帯の子ども及び１８歳未満の児童を３人以上養育している世帯で第３子以降の子どもについては副食費の支払いが免除されます。

〇副食費の支払い方法について

・市内保育所等に在籍している園児については、各保育所に直接お支払いください。
・市外保育所等に在籍している園児については、各施設の支払い方法に応じてお支払いをお願いします。

○多子軽減カウントについて

（１）保育料は、３人以上の子どもが保育所等にいれば１人目は全額、２人目は半額、３人目以降は無料となります。なお、小学校１年生以上はカウントから外れます。



（２）市民税所得割課税額が５７，７００円未満の世帯は、小学校１年生以上でも最年長の子どもから順に２人目は半額、３人目以降は無料となります。

（３）市民税所得割課税額が７７，１０１円未満のひとり親世帯、障がい者世帯（身障・精神手帳等の所持者もしくは特別児童扶養手当受給者がいる世帯）は、小学校１年生以上でも最年長の子どもから順に２人目は半額、３人目以降は無料となります。



←イラストは（２）（３）共通

※上記（１）～（３）に関わらず、熊本県及び宇土市独自の多子軽減制度により１８歳未満の児童を３人以上養育している世帯の第３子以降の保育料は無料となります。

お知らせ

○一時預かり（一時保育）

保護者の仕事・病気・看護・冠婚葬祭などにより、一時的に家庭における保育が困難な場合に、１か月１５日程度の利用ができます。宇土市外に在住の児童も利用可能です。

利用できる児童	おおむね１歳～就学前児童
保育時間	午前８時３０分～午後５時
保育料	１日１，５００円～２，０００円程度
給食・おやつ	保育園で給食とおやつを準備します。ただし、ミルク・離乳食・除去食等特別なものが必要な時は持参ください。
利用申請	事前に利用希望の保育園に予約が必要です。また、各園の預かり体制等で申込状況によってはお断りする場合があります。
実施園（予定）	網津・網田・とことこ
その他	申込・その他内容については、各園により状況が異なりますので、実施園へお尋ねください。

○認可外保育施設利用助成事業

乳幼児の就園にかかる世帯の経済的負担を軽減するため、認可外保育施設に入所している児童の保護者に対し、保育料の一部を助成します。詳細は、市へご連絡ください。

対象者（右記すべてに該当する方）	・宇土市に住民登録があり、居住していること。 ・認可保育所の入所保留通知を受けていること。 ・認可外保育施設と月を単位とする利用契約を締結していること。 ・認可外保育施設に、１日４時間以上かつ月１２日以上利用する見込みで契約していること。（一時預かりは対象外） ・世帯の市民税所得割額（税額控除前の額）が139,000円未満であること。 ・助成対象経費及び市税について滞納がないこと。
助成対象経費	保護者が負担した月額の保育料と給食費を合計した額。（保育料は基本額のみとし、延長料金は含みません。）
助成額	保護者が負担した対象経費から、認可保育所に入所した場合の保育料月額相当額を差し引いた額。ただし、上限を10,000円とします。

施 設 紹 介

すみれ保育園（0964-22-0538）

住所：宇土市本町2丁目32（福田医院横）



●保育目標

★生活リズムのもと、心身ともに健やかな子ども
★あらゆる命への思いやりと感謝の心で行動する子ども
★五感を通して自ら考え、表現する子ども
★様々な事がらに意欲的かつ粘り強く取り組む子ども

●保育園より

1960年に宇土市最初の保育園として誕生以来、子どもたちが喜んで登園し、保護者が安心して預けられる保育園を目指しています。

ひかり保育園（0964-22-0495）

住所：宇土市本町5丁目29番地2



●保育目標

「自主性・意欲・思いやり・集中力を育てる」を保育方針とし、お子様の未来に貢献することを目標としています。

●保育園より

子どもは遊ぶことを通して、色んな事を学びます。友達は自分とは違う事を考えている、という基本的な事も遊びを通して学んでいる様です。園での生活すら、子どもにとっては「遊び」のようです。その遊びを、共に遊び、共感し、共に成長していける保育園でありたいと願っています。

宇土東保育園
（0964-22-0480）

住所：宇土市松原町222番地3



●保育目標

★感性と自発性を養い、思いやりのある子ども、健やかな子どもに育てる。
★手を合わせることにより、感謝の気持ちを持てる子どもに育てる。

●保育園より

沢山の経験を通して豊かな人間性を育んでいます。又、食育にも力を入れ、自分達で育てたものを収穫して、それを給食でいただき、生きる力、命の大切さを養う保育をしています。

宇土エンゼル保育園
（0964-23-3288）

住所：宇土市高柳町100番地5



●保育目標

★自分らしくのびのびと過ごせる子ども
★自分で考え、主体的に行動できる子ども
★人と関わり、思いやりの心を持てる子ども
環境と体験を大切にし、子ども一人ひとりに寄り添った保育を行っています。

●保育園より

R6.7月に園舎増築、R8.2月に園庭を改修しました。ダンス教室、体操教室、音楽リトミックを保育に取り入れています。ＨＰには園の様子も掲載しております。園見学も随時行っています。お気軽にお電話ください。

肥後っこ保育園
（0964-23-6541）

住所：宇土市北段原町50番地7



●保育目標

★思いやりのある心豊かな子ども
★「ありがとう」と言える子ども
★力いっぱい自分を表現できる子ども

●保育園より

のびのびと遊べる自然環境の中、自然体験、生活体験を通して、豊かな人間性を育てる保育を行っています。

はなぞの保育園
（0964-22-0286）

住所：宇土市松山町2604番地



●保育目標

一人ひとりの子どもを大切にする保育
★心身ともに健康で明るい子ども
★やさしくて思いやりのある子ども
★何事にも積極的に取り組む子ども
★挨拶がきちんと出来る子ども

●保育園より

季節に合わせて行事等も盛りだくさん。
キラキラの笑顔盛りだくさんになるように日々の保育に取り組んでいます。

たんぽぽ保育園
（0964-22-2021）

住所：宇土市松山町1939番地2



●保育目標

★丈夫な身体と豊かな心を育てよう
自分を発揮し表現する意欲や協調性、社会性を育み思いやりの心や、命の大切さを養っていきます。

●保育園より

一人ひとりを大切に子どもに応じた細やかな援助をするため未満児では「育児担当制」を取り入れ、子どもが主体的に生活を送ることを支えるために「流れる日課」の保育を行っています。3歳以上児では、豊かな育ち合いの中で、社会性の発達を考え、「異年齢保育」に取り組んでいます。

宇土ありあけ保育園
（0964-27-5579）

住所：宇土市花園町553番地2



●保育目標

★思いやりのある子ども
★元気な子ども
★素直な子ども
★頑張りのきく子ども
★後片付けのできる子ども

●保育園より

豊かな自然環境の中で、笑顔溢れる保育を心がけています。安田式運動遊びや和太鼓を取り入れ、心と体を健やかに育む保育を目指しています。

轟保育園
（0964-22-0630）

住所：宇土市神馬町800番地



●保育目標

保護者と心を合わせながら、豊かな感性や意欲、協調性など、心地よく自分創りを楽しめる場でありたい。

●保育園より

豊かな自然の中、和太鼓や日々の活動を通して、想いを体や心で表現できる子どもを育んでいます。

走潟保育園
（0964-22-0404）

住所：宇土市走潟町802番地1



●保育目標

★ほとけさまをおがむ子
★ありがとうの言える子
★よく聞く子
★なかよくする子

●保育園より

『石井式絵本遊び』を取り入れ、『頑張る時は頑張る！遊ぶ時はしっかり遊ぶ！』を合言葉に、何事にも精一杯取り組む姿勢を身につけるよう取り組んでいます。

緑川こども園
（0964-22-0321）

住所：宇土市野鶴町353番地



●保育目標

★命を大切にし、思いやりと感謝の心を育む
★共に育ち合う
★生きる力の基礎を育む

●こども園より

子どもたちの瑞々しい感性から生み出される遊びを見つめ、五感がフルに発揮できる環境整備と一人ひとりに寄り添い共に育つ保育を大切にしています。

網津保育園
（0964-24-3332）

住所：宇土市網津町2032番地



●保育目標

★元気に遊ぶ子ども
★自分らしく、豊かな心で思いやりのある子ども
★お話を聞く力・話す力・考える力・楽しむ力を持つ子ども

●保育園より

海と山に囲まれた自然豊かな環境の中、のびのびとした保育を実践します。見学も随時受付中。お電話お待ちしています。

網田保育園
（0964-27-0136）

住所：宇土市下網田町1252番地1



●保育目標

保育活動を通じて、運動をすることが好きになったり、たくさんの「好き」を増やして「自立した子どもを育てる」ことを目標としています。

●保育園より

今までもこれからも保育に一生懸命。
今までもこれからも「子どもに対する努力を惜しまない」保育を目指しています。

宇土っこ保育園
（0964-22-0033）

住所：宇土市新町1丁目1番地



●保育目標

★自分の思いを表現できる子ども
★思いやりのある子ども
★自然に親しみ、興味・関心を持つ子ども

●保育園より

子どもたちの好奇心を引き出す環境づくりと、保護者の方と一緒にお子様の成長を語り合う時間を大切にしています。

あーす保育園宇土
(0964-42-7260)

住所：宇土市松原町23番地13サンワエスビル1階



●保育目標

【保育理念】「生き抜く力」
★心も体も健康で丈夫な子ども
★明るく素直に感謝と反省ができる子ども
★創造力豊かな子ども

●保育園より

保育園は子どもたちが親元を離れ、初めて社会に出て過ごす場所です。あーす保育園宇土は、家庭に近い環境で小規模だからできる保育を目指します。子ども一人ひとりを受け止め、たくさん褒めて、たっぷりの愛情をそそいで自己肯定感を育み、子どもたちの笑顔があふれるそんな保育を行っていきます。

うとみらい保育園
(0964-27-8320)

住所：宇土市門内町86番地 2階



●保育目標

★身近な人に思いやりをもち、やさしく接する子
★あいさつや会話を楽しみ、人と関わることが好きな子
★毎日の中で「できた！」を積み重ね、自信をもてる子

●保育園より

当園は小規模だからこそ、一人ひとりに寄り添い、ご家庭や地域と手を携えて温かく育む保育を行っています。異年齢保育や縦割り保育を大切にし、園舎内の宇土幼稚園との交流を通して自然に思いやりの心や社会性が育まれる環境です。3歳児以降も慣れ親しんだ同幼稚園への接続も可能で、安心して過ごすことができます。

保育園とことこ
(0964-27-4345)

住所：宇土市立岡町696番地1



●保育目標

よく遊び、よく笑い、おいしく食べて、ぐっすり眠る子ども
～育ちの土台づくりを大切にした保育～

●保育園より

子どもたち一人ひとりに丁寧に関わりながら、穏やかに笑顔で過ごす毎日を大切にします。
★家庭のような保育環境で、一人ひとりの育ちに合わせながら、食事・排泄・衣服の着脱などの基本的な自立を丁寧に進めています。
★近くの連携園までカートに乗って散歩に出かけては、園庭でお兄ちゃん、お姉ちゃんたちと遊んだり、運動会に参加したり、地域とのふれあいの時間を大切にしています。
★一人ひとりの力と友だちとのふれあいを楽しむ心を育てながら、次の大きな集団生活に向けての社会性をゆっくり育みます。

○市ホームページアドレス

↓４月からの入所についてはこちら↓

https://www.city.uto.lg.jp/article/view/1189/5276.html

↓年度途中の入所についてはこちら↓

https://www.city.uto.lg.jp/article/view/1066/2370.html

申込書の記入例

教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書

申請年月日：令和〇〇年〇〇月〇〇日

宇土市長　　様

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を申請します。

申請に係る小学校就学前子ども	氏　名	生年月日	性別
	（ふりがな）うと　しんじ 宇土　慎二	令和７年４月２２日	（男）・女
	認定者番号	※既に教育・保育給付認定を受けている場合に記入してください。	
保護者氏名連絡先	氏　名	連絡先	
	（ふりがな）うと　たろう 宇土　太郎	０９０−１２３４−５６７８　（父） ０８０−５６７８−１２３４　（母）	
住所	〒８６９−０４９２ 宇土市浦田町５１番地		
保育の希望の有無（※）	（有）：保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合（幼稚園等と併願の場合を含む） ※宇土市が必要に応じて利用支援をします。		
	無：幼稚園等の利用を希望する場合（保育園等と併願の場合を除く） ※幼稚園等に直接利用申込みをします。		

在園児のきょうだいがいる場合は、同じ保護者氏名を記入してください。

（※）
・「保育所等」とは、保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。（以下同じ）
・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園（教育部分）をいいます。
・「有」を〇で囲んだ場合は①～④に、「無」を〇で囲んだ場合は①、②及び④に必要事項を記入してください。

世帯分離している場合でも、実際に同居している方全員を記入してください。
同居をしていない生計を同じくするお子さま（例：寮で暮らす高校生のお子さまなど）も記入してください。

①世帯の状況

区分	氏　名	児童との続柄	生年月日	性別	職業又は学校名等	課税の有無	障がいの有無	同居・別居
児童の世帯員	宇土　太郎	父	昭和62年9月17日	（男）・女	（株）宇土	（有）・無	有・（無）	（同居）・別居
	個人番号		〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇					
	宇土　花子	母	昭和62年6月14日	男・（女）	宇土[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	個人番号		〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇					
	宇土　真理	姉	平成30年10月21日	男・（女）	〇△小学校	有・（無）	有・（無）	（同居）・別居
	個人番号							
	宇土　明日香	姉	令和5年8月31日	男・（女）	〇〇保育園	有・（無）	有・（無）	（同居）・別居
	個人番号							
	宇土　慎二	本人	令和7年4月22日	（男）・女		有・（無）	有・（無）	（同居）・別居
	個人番号							
	宇土　行長	祖父	昭和33年2月4日	（男）・女	農業	（有）・無	（有）・無	（同居）・別居
	個人番号							
	宇土　行子	祖母	昭和32年12月6日	男・（女）	農[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	個人番号							

保護者が、入所希望の年度又は前年度の１月１日時点で住民票が宇土市にない方はマイナンバー利用同意書の提出が必要な場合があります。

入所希望月１日時点の職業又は学校名等を記入してください。

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金等の証書をお持ちの方は、写しを添付してください。

裏面へ

②利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名

利用を希望する施設（事業者）名	施設（事業者）名・希望理由				
	第１希望	○○　保育園	希望理由	姉が通って	
	第２希望	△△　保育園	希望理由	家から近い	
利用を希望する期間	令和　9年　4月　1日　から		令和　　年　　月　　日　まで　・　小学校就学前まで		
希望する利用時間	利用曜日		利用時間		
	□日曜　■月曜　■火曜　■水曜		8時から　　18時まで		

保育を必要とする事由により利用できる期間は異なりますので、希望通りにならない場合があります。

第３希望以降の希望する施設がある場合は、余白に希望順位及び施設名を記入してください。

就労時間及び通勤時間を考慮し、保育を必要とする時間を記入してください。

（※）
・事業所番号は、市が記載しますので、記入する必要はありません。
・保育所入所申込みの手引きを参照し、字は楷書ではっきりと記入してください。
・希望期間・曜日・時間は、実情に合わせて記入してください。

③保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働又は、疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

	続柄	必要とする理由	備考
保育の利用を必要とする理由	父	■就労　□妊娠・出産　□疾病・障害　□介護等　□災害復旧 □求職活動　□就学　□虐待・DV　□育児休業　□その他	
		具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など）	
		（株）宇土に勤務　　週5日　8時～18時	
	母	■就労　□妊娠・出産　□疾病・障害　□介護等　□災害復旧 □求職活動　□就学　□虐待・DV　□育児休業　□その他	
		具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など）	
		宇土商店に勤務　　週5日　　9時から17時	

保育の希望が「有」の場合には、保育の利用を必要とする理由であてはまるものについて、保護者ごとにチェックを入れ、そのことを証明できる書類を提出してください。

保育の利用を必要とする具体的な状況（父、母の勤務状況等）を記入してください。

○優先利用事由該当

優先利用事由		
□ ひとり親家庭	□ 虐待・DV 等	■ 兄弟同時利用
□ 生活保護世帯	□ 障害児	□ 小規模保育等卒園児
□ 生計中心者の失業	□ 育児休業明け	□ その他市町村が定める事由

○児童に関する特記事項

児童の健康状態、園に伝えておくべき留意事項について記入してください。（記載により入所選考における優先度が下がることはありません。）

健康状態	良好
留意事項	食物アレルギーの疑いがある（卵、乳製品）

④税情報等の提供に当たっての署名欄

宇土市が施設型給付費、地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市税の情報（同一世帯…ること、及びその情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提供す…

保護者氏名の記入をお願いします。
※表面と同じ保護者名

保護者氏名　　宇土　太郎

KYUSHU
DOMANNAKA
UTO CITY

九州のどまんなか 宇土市

♫宇土市の子育て支援
に関するページはこちら♪



https://www.city.uto.lg.jp/article/list/1312.html

お問い合わせ先
宇土市　健康福祉部　子育て支援課　保育支援係
℡　0964-27-3323（直通）

＊掲載内容は令和８年11月時点のものであり今後変更となる可能性があります。